

蒲生地域包括支援センター運営業務仕様書

本仕様書は、介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という。）第115条の46の規定に基づき蒲生地域包括支援センター運営業務受注事業者（以下「受注者」という。）が設置する蒲生地域包括支援センター（以下「センター」という。）において実施する業務に関し必要な事項を定めるものとする。

1 業務名

蒲生地域包括支援センター運営業務

2 履行期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

3 センターで実施する業務

(1) 包括的支援事業

- ア 総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）
- イ 権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号）
- ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の45第2項第3号）
- エ 第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニ）

(2) 指定介護予防支援（法第8条の2第16項）

- ア 予防給付に関するケアマネジメント業務
- イ 指定介護予防支援業務の委託

(3) 包括的支援事業（社会保障充実分）

市や地域の医療、介護及び福祉の関係機関が連携する次の事業への協力又は実施

- ア 在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）
- イ 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）
- ウ 認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）
- エ 地域ケア会議推進事業（法第115条の48第1項）

(4) 任意事業

(5) 第1号事業対象者の把握

(6) 一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号）

第1号被保険者の全ての者及びその支援活動に関わる者を対象に、次の事業の実施に協力する。

- ア 介護予防把握事業
- イ 介護予防普及啓発事業
- ウ 地域介護予防活動支援事業
- エ 一般介護予防事業評価事業
- オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(7) センターの運営に付随する業務

地域支援事業の円滑な実施のために、上記(1)から(6)までの事業に付随する業務及びセンターの運営に必要な業務を実施するものとする。

4 業務地域及びセンターの名称

本業務を行う地域及びセンターの名称は、次の表のとおりとする。

担当地域	日常生活圏域※	名称（仮称）	設置数
蒲生地域	蒲生圏域	蒲生地域包括 支援センター	1

※日常生活圏域とは、介護保険事業計画における地理的条件、人口、交通事情等を勘案して定める区域を示す。

5 業務実施場所及び使用料

センターの設置場所は、次に掲げる条件を満たす場所とし、事業者の経費を持って準備すること。

- (1) 行政と連携を取ることができ、かつ、市民が来所しやすいこと。
- (2) 受注者が他のサービス事業を実施している場合、その事業を運営する事務所と分離をしていること。

6 施設の設定

センターの設備及び構造は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 相談業務用及びケアプラン用のシステムについては、市が選定したものを使用すること。また、パーソナルコンピュータ（相談業務用及びケアプラン用のシステム）及びプリンター（消耗品を除く。）は、市が無償貸与するものとする。ただし、受注者の過失が原因でパーソナルコンピュータの修理を要することになった場合は、当該修理に要する費用は受注者の負担とする。
- (2) 滋賀県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）への電送専用のパーソナルコンピュータ1台を受注者が準備すること。また、上記のパーソナルコンピュータには、受注者の負担により、国保連合会への電送用システムの導

入、インターネット接続及びメールアドレスの設定し、セキュリティ機能を確保すること。

(3) 業務に必要なその他の電子機器及び備品は、受注者が設置し、維持管理を行うこと。

(4) 相談業務用及びケアプラン用のシステムに関する通信回線使用料については市が負担し、それ以外の機器の通信回線使用料については受注者の負担とする。

7 開所予定日及び業務時間

センターの開所予定日及び業務時間は、次のとおりとする。

(1) 開所予定日

令和8年4月1日（水）

(2) 業務日

月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。）とする。

(3) 業務時間

午前8時30分から午後5時15分まで

ア 365日24時間対応可能な連絡体制を確保すること。

イ 緊急時の連絡体制については、受注者の他施設等との連携による対応としても差し支えないものとする。

ウ 業務時間外であっても地域の住民、関係団体等への会議の出席を求める場合がある。

8 職員体制

職員体制は、次の(1)の資格を有する専従の職員を1名以上、(2)又は(3)の資格を有する専従の職員を1名以上配置し、その中の1名を管理者とし、管理者を含む2名以上の職員を常勤とすること。また、受注者において介護支援専門員を適宜配置すること。

(1) 保健師又はこれに準ずる者

ア 保健師

イ 看護師（看護師免許を有する者）。ただし、地域ケアや地域保健等に関する経験がある者

(2) 社会福祉士又はこれに準じる者

ア 社会福祉士

イ 福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験

が3年以上あり、かつ、高齢者の保健・福祉に関する相談援助業務に3年以上
従事した経験を有する者

(3) 主任介護支援専門員（主任介護支援専門員の受講資格を有し、令和7年度中に
受講修了見込みの者を含む。）

(4) センターが担当する地域における必要な介護予防ケアプラン作成数に応じ、受
託者において介護支援専門員を適宜配置すること。

9 事業詳細

(1) 包括的支援事業

センターの業務は、次に掲げるものとする。また、各業務に関しては、東近江
市地域包括支援センター運営方針を遵守し、一般財団法人長寿社会開発センター
作成の「地域包括支援センター運営マニュアル」を参考に実施すること。

ア 総合相談支援事業（法第115条の45第2項第1号）

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、本人の意思を尊
重しながら、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス
の利用につなげる等の支援を行うこと。

(ア) 地域におけるネットワーク構築

- a 効率的・効果的に高齢者の実態把握を行い、支援を必要とする者を発見
して総合相談につなげること。また、保健・医療・福祉・介護サービスを
始めとする適切な支援につなぐこと。
- b 継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止すること。
- c 地域における様々な関係者のネットワークの構築を図ること。
- d サービス提供機関、専門相談機関、医療機関及び生活支援などを手掛け
るインフォーマルサービス等の社会資源の把握に努めること。
- e 新たなインフォーマルサービスの資源の開発に取り組むとともに、地域
住民の利用を促すため、情報提供を積極的に行うこと。

(イ) 実態把握

高齢者の戸別訪問、同居していない親族や近隣住民並びに前記(ア)のネッ
トワーク及び社会資源を活用した情報収集等により、高齢者の心身の状況や
家族状況等についての実態把握を行うこと。

(ウ) 総合相談支援

- a 本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を
受けて、的確に前記(イ)の実態把握を行い、専門的又は緊急の対応が必要
かどうかを判断すること。

- b 当事者に適切な情報提供を行うことにより、その者自身による解決が可能と判断した場合には、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供及び関係機関の紹介等を行うこと。また、必要に応じて介護保険サービス利用に係る申請受付業務を行うこと。
- c 初期相談の対応で、継続的・専門的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合は、当事者に関するより詳細な情報収集を行い、課題を明確にした上で、個別支援計画を策定し、適切なサービスや制度の利用につなぐこと。
- d 当事者や当該関係者から定期的に情報収集を行い、モニタリングを行うこと。また、相談支援の中で、他の家族における課題を把握し、相談を受けた場合には、適切な相談担当者につなぐこと。
- e 必要に応じて、担当者会議や情報交換会を開催することにより、高齢者の処遇検討やサービスの利用支援等に努めること。

(エ) 緊急時の対応

安否確認の通報があった場合は、対象者の情報を収集し、訪問等により状況を確認した上で、市へ報告すること。

(オ) 困難事例への対応

高齢者やその家族に複雑な課題が存在している場合又は高齢者自身が支援を拒否している等の困難事例を把握した場合には、実態を把握し、センターの3職種の職員が連携して対応策を検討の上、対策を講じること。また、必要に応じて市とも連携を図り、適切に対応を行うこと。

イ 権利擁護事業（法第115条の45第2項第2号）

地域住民・民生委員・児童委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない又は適切なサービス等につながらないといった支援が困難な状況にある高齢者に対し、住み慣れた地域で安心して尊厳のある生活を営むことができるよう、高齢者の権利擁護のための諸制度を活用し、継続的かつ専門的な観点から支援を行うこと。

(ア) 権利擁護事業の利用

高齢者の権利を擁護する必要がある場合は、滋賀県社会福祉協議会の支援業務や東近江市社会福祉協議会による地域福祉権利擁護事業の利用支援を行うこと。

(イ) 成年後見制度の活用

- a 高齢者に親族がいる場合には、その親族に成年後見制度を説明し、親族からの申立てが行われるように支援すること。

- b 申立てができる親族がいないと思われる場合や親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、市に当該高齢者の状況等を報告し、市、関係団体等と連携しながら市長申立てにつなげること。
- c 市及び関係機関と連携し、成年後見制度を広く普及させるための広報等の取組を行うこと。

(ウ) 高齢者虐待への対応

- a 虐待の事例を把握した場合には、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）、高齢者虐待への対応と養護者への支援マニュアル等に基づき、市に速やかに相談し、通報内容を報告すること。
- b 初動会議によって市と役割を分担し、事実確認を行うこと。
- c 事実確認を行った上で、市が開催する検討会議（虐待に関するコアメンバー会議）及び虐待対応評価会議に参加すること。
- d 会議の結果を踏まえ、市と役割を分担し、被虐待高齢者、養護者等の支援を行うこと。
- e 必要に応じてケース会議を開催し、高齢者の尊厳保持及び権利擁護に努めること。
- f 市が開催する高齢者虐待実務責任者会議を活用すること。
- g その他市が開催する会議に参加し、支援の状況、結果等の報告を行うこと。

(エ) 老人福祉施設等への措置の支援

虐待等で高齢者を老人福祉施設等に措置入所させることが必要と判断した場合は、市に報告し措置入所の実施を求めること。また、措置を実施した後も、必要に応じて対象者等に対して支援を実施すること。

(オ) 消費者被害の防止

高齢者の消費者被害を未然に防止するため、消費生活相談員等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員・児童委員、介護支援専門員等との情報共有に努めること。また、高齢者の消費者被害を確認したときは、速やかに市及び消費生活センターに通報し、被害対象者へは市と役割を分担する中で支援を行うこと。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（法第115条の45第2項第3号）

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関、介護保険施設等との連携を図ること。

また、地域における多職種の協働により、高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、連携・協働の体制づくりや介護支援専門員に対する支援等を行うこと。

(ア) 包括的・継続的なケア体制の構築

地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含む関係機関との連携体制を構築し、介護支援専門員と関係機関との連携を支援すること。

介護支援専門員が、地域における健康づくり教室、交流促進のためのサロン活動、ボランティア活動等、地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制の整備に取り組むこと。

(イ) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員の日常業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定する等、介護支援専門員のネットワークを構築し、その活用を図ること。

(ウ) 日常的な個別指導・相談

地域の介護支援専門員の日常業務の実施に関して、専門的な見地から個別指導及び相談支援を行うこと。

介護支援専門員の資質向上を図るため、市、関係機関及び各専門職と連携の上、事例検討会又は研修の実施、制度、施策等に関する情報提供等を行うこと。

(エ) 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、センターの各専門職、地域関係者及び関係機関と連携して具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行うこと。

(オ) 介護支援専門員に対する個別支援

介護支援専門員に対する相談窓口を設置し、困難事例等への指導助言を行うとともに、必要に応じてケアプラン作成に係る助言など専門的な見地から対応支援を行うこと。

エ 第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニ）

要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業（法第115条の45第1項第1号）対象者から依頼を受け、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、第1号訪問事業（訪問型サービス）、第1号通所事業（通所型サービス）のほか、一般介護予防事業や民間企業等による生活支援サービスを含め適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう、次の援助を行うこと。

- (ア) 利用申込みの受付
- (イ) 利用締結
- (ウ) アセスメント
- (エ) 介護予防サービス計画原案の作成
- (オ) サービス担当者会議の開催
- (カ) 介護予防サービス計画書の交付
- (キ) モニタリング
- (ク) 評価及び介護予防サービス計画書の見直し
- (ケ) 給付管理
- (コ) 介護報酬の請求
- (サ) その他サービス提供に係る必要な支援

(2) 指定介護予防支援事業

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者との関係機関と連絡調整を行うこと。

指定介護予防支援業務を実施するに当たり、法第115条の46の規定に基づき設置したセンターに対する市の指定を受けること。

予防給付に関するケアマネジメント業務は、次のとおりとする。

- ア 利用申込みの受付
- イ 利用締結
- ウ アセスメント
- エ 介護予防サービス計画原案の作成
- オ サービス担当者会議の開催
- カ 介護予防サービス計画書の交付
- キ モニタリング
- ク 評価及び介護予防サービス計画書の見直し
- ケ 給付管理
- コ 介護報酬の請求
- サ その他サービス提供に係る必要な支援

(3) 第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援業務の委託

センターは、第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援業務の一部について、委託契約を締結した事業者が営む指定居宅介護支援事業所に委託することが

できる。ただし、委託に当たっては、次の事項に留意すること。

- ア 委託に関し東近江市地域包括支援センター運営協議会に報告すること。
- イ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第30条に規定するアセスメント業務や介護予防サービス計画の作業等が一体的に行われるよう配慮すること。
- ウ 委託先の指定居宅介護支援事業所が指定介護予防支援業務に関する研修を受講する等必要な知識・能力を有する介護支援専門員が従事する事業所であること。
- エ 指定介護予防支援業務に係る責任主体は、センターにある。再委託を行う場合であっても、再委託先の指定居宅介護支援事業所が介護予防サービス計画の原案を作成する場合には、当該計画が適正に作成されているか、内容の妥当性等について確認を行うこと。
- オ 委託先の居宅介護支援事業所がサービス内容に関する評価を行った場合には当該評価の内容について確認を行い、今後の指定介護予防支援の方針を決定すること。
- カ 指定介護予防支援業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託する場合、その利用者に関する介護予防サービス計画費の相当分を委託先事業者へ支払うこと。
- キ 指定介護予防支援業務に係る介護予防サービス計画費（介護報酬）及び第1号介護予防支援業務に係るケアマネジメント費は、受注者の収入とすること。

(4) 包括的支援事業（社会保障充実分）

- ア 在宅医療・介護連携推進事業関連業務（法第115条の45第2項第4号）

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるようにするため、在宅医療と介護サービスを一体的に提供すること。

地域の医療及び介護の関係機関が連携する取組に協力すること。
- イ 生活支援体制整備事業関連業務（法第115条の45第2項第5号）

地域資源の開発とネットワーク化を担う生活支援コーディネーターを中心とした生活支援サービスの提供体制の整備に取り組む事業において、関係者との情報の共有及び連携強化を図り、地域における住民同士の支え合いの体制づくりに協力すること。
- ウ 認知症総合支援事業関連業務（法第115条の45第2項第6号）

認知症の人やその家族に対する早期の支援や見守り活動を行うため、市の行

う次の取組へ協力すること。

(ア) 認知症に関する窓口としての機能及び実態の把握

(イ) 相談やスクリーニングの結果により、市が設置する初期集中支援チームへの参画や認知症地域支援推進員につなぐこと。

(ウ) 認知症の人（若年性を含む。）及び家族への支援

(エ) 認知症の医療を行う医療機関との連携

(オ) 認知症キャラバン・メイト及び認知症サポーター養成に関する取組

エ 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築（法第115条の46第7項第6号）

介護保険サービスに限らず、地域の保健、福祉、医療サービス、ボランティア活動、インフォーマルサービス等の様々な社会資源が有機的に連携する体制を構築すること。

多職種協働による地域包括支援ネットワークを通じて、社会基盤の整備を図ること。

オ 地域ケア会議の実施（法第115条の48）

(ア) 地域ケア個別会議の実施

医療、介護等の専門職を始め、民生委員・児童委員、ボランティア等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう具体的な支援方策を検討すること。

(イ) 地域ケア推進会議への協力

保健、医療、福祉等の関係者が連携し、地域の課題について情報交換を行い、課題解決に向けた話し合いや政策立案を行う地域ケア推進会議の運営に協力すること。

(5) 任意事業（法第115条の45第3項第2号）

介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため、家族介護者教室等の実施及び市の行う家族介護支援事業に協力すること。

(6) 第1号事業対象者の把握等

地域の実情に応じ、効果的かつ効率的に収集した情報等を活用することで、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握すること。

第1号事業（法第115条の45第1項第1号）を利用しようとする第1号被保険者に対して、基本チェックリストを実施し、第1号介護予防支援事業の届出の支援を行うこと。

(7) 一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号）

高齢者が要介護状態にならないための予防や、要介護状態の悪化防止のための地域づくりを推進する次の事業に協力すること。

ア 介護予防把握事業

地域の実情に応じ、効果的かつ効率的に収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、高齢者サロン等の住民主体の介護予防の場等につなげること。

イ 介護予防普及啓発事業

担当圏域の自治会、市民活動グループ等からの依頼により、健康講座等の講師として出動するなど、介護予防及び健康づくりの啓発並びに地域との交流を図ること。

ウ 地域介護予防活動支援事業

地区会館又は自治会館における介護予防事業、地域に出向いての教室開催、介護予防に関する普及啓発等を行い、地域及び住民主体の介護予防活動の立ち上げ支援及び住民主体の地域活動の推進を支援すること。

エ 一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業の事業評価を行うため、介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行うこと。

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防を強化するために、通所サービス、訪問サービス、地域ケア会議、通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進すること。

(8) センターの運営に付随する業務

ア 市及びセンター同士の連携に関する業務

イ 例月の報告に関する業務

ウ 東近江市地域包括支援センター運営協議会での報告、説明等の業務

エ 適正な記録管理に関する業務

オ 年間事業計画年間及び活動報告に関する業務

センターの業務に関する年間事業計画を策定し、市に提出するとともに、当該計画に基づいた業務の遂行に努めること。

年間の活動報告書を作成し、年度終了後30日以内に市に提出すること。

カ 住宅改修理由書の作成

居宅介護支援・介護予防支援の提供を受けていない要介護・要支援の被保険者への住宅改修理由書を作成すること。

キ センターを周知するための広報活動

ク その他必要に応じて市から依頼のある各種調査

10 実績報告

受注者は、次の業務に係る実績を市の定める様式により業務実施月の翌月 15 日までに市に報告すること。

市は報告を受けた日から10日以内に報告内容を審査するものとする。

- (1) 包括的支援事業
- (2) 多職種協働による地域包括ネットワークの構築
- (3) 第1号介護予防支援事業
- (4) 指定介護予防支援事業
- (5) その他の業務

11 委託料の請求・支払

受注者は、蒲生地域包括支援センター業務委託契約書に従い、当該年度の運営に係る委託料の請求書を市に提出し、市は請求を受けた日から 30 日以内に委託料を支払うこととする。支払方法は前払いとし、支払時期は年 2 回とする。

なお、契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までの支払義務は生じないものとする。

12 法令等の遵守

受注者は、センターを運営するに当たり、関係法令等を遵守すること。

13 個人情報の取扱い

個人情報及び個人番号を取り扱うときは、別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。

14 公平・中立性

受注者は、センターを運営するに当たり、正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないよう十分配慮すること。

15 協議事項

センター業務委託契約書及びこの仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項に関しては、必要の都度、両者が協議して書面で定める。

災害等緊急時の対応については、市と協議の上、指示に従うこと。